

足柄下採択検討会規約

(目的)

第一条 足柄下採択検討会（以下「検討会」という。）は、足柄下採択地区（以下「採択地区」という。）内の町立小学校及び中学校において使用する教科用図書を採択するための採択方針、調査研究や共同採択の進め方について協議を行うことを目的とする。

(検討会を設ける町の教育委員会)

第二条 検討会は、次に掲げる町の教育委員会（以下「各町教育委員会」という。）が、これを設ける。

- 一 箱根町教育委員会
- 二 真鶴町教育委員会
- 三 湯河原町教育委員会

(委員)

第三条 検討会は、採択地区内の次の機関及び団体などの構成員のうちから各町教育委員会の協議を経て、推薦された23名以内の委員をもって構成する。ただし、各町教育委員会が協議し、必要と認める者にあつては、特別の措置として選出することができる。

- | | |
|-----------------|-----|
| 一 各町教育長及び各町教育委員 | 15名 |
| 二 足柄下郡校長会の代表者 | 3名 |
| 三 足柄下郡教員代表 | 2名 |
| 四 各町保護者代表 | 3名 |

2 委員の任期は当該年度の末までの1年とする。

(役員)

第四条 検討会に会長1名及び副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により決める。

(役員の職務)

第五条 会長は、検討会の会務を総理し、検討会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

(会議)

第六条 会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席をもって開くことができる。

- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(調査員)

第七条 検討会は専門事項を調査するため調査員を置くことができる。

- 2 調査員は、学校教育の経験豊かな者のうちから会長が委嘱する。
- 3 調査員の任期は、役員が協議の上、定める。
- 4 調査員は神奈川県教育委員会から提示された資料等を参考にして、教科用図書を調査研究し、また、検討会での協議に必要な資料を作成し、検討会に報告及び説明を行う。
- 5 教科用図書の調査研究については、小田原市教科用図書採択検討委員会と相互に協力して行う。

(委員及び調査員の要件)

第八条 委員及び調査員は、教科用図書の採択に直接の利害関係を有しない公正な立場の者をもって充てる。

(庶務)

第九条 検討会の庶務は、検討会長の属する教育委員会に事務局を置き、処理する。

(経費及び会計監査)

第十条 検討会の経費及び会計監査については、足柄下採択地区協議会規約の定めるところによる。

(その他)

第十一条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項については各町教育委員会の協議により定めることができる。

附 則

- 1 この規約は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 神奈川県教科用図書足柄下採択地区協議会規約（平成17年4月1日）は廃止する。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。